

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の
翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
規 則
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県規則第四十六号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)が、鳥取県農業改良貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)別表第三に規定する部門経営開始資金(以下「部門経営開始資金」という。)の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年に対し、農業経営の安定を図るための資金を貸し付けた場合においては、県は県信連に対し利子補給を行なうものとし、もつて農業後継者たる農村青年が担当する農業経営の安定的成長に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「農村青年経営安定資金」とは、部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の農業経営の安定を図る目的をもつて当該部門経営開始資金の償還を容易ならしめるため、県信連が当該農村青年に対して貸し付ける資金で別表上欄に掲げるものうち、次の各号に該当するものをいう。

- 一 部門経営開始資金の貸付けを受けた一の農業後継者たる農村青年に對して貸し付ける資金の合計額が、二十五万円以内のものであること。
- 二 償還期間が四年以内のものであること。
- 三 償還の方法が一時償還によるものであること。
- 四 無利息のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、県信連が部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年に對し農村青年経営安定資金を貸し付けるときは、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)を県信連と結ぶことができる。

(利子補給金を支給する場合)

第四条 前条に規定する利子補給契約による利子補給金の支給は、県信連が農村青年経営安定資金を別表の上欄に掲げる農村青年経営資金の種類に應じ、それぞれ当該下欄に定める期日に貸し付ける場合であつて、かつ、部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の住所を管轄する市町村が、県信連が行なう当該市町村に住所を有する農業後継者たる農村青年に對する農村青年経営安定資金の貸付けについて県が支給する利子補給金の額と同額の利子補給金を同様の方法をもつて当

第四号様式

扶助料の加給の原因となる者の生計関係申立書	扶助料受給者との生計関係
加給の原因となる者の氏名	扶助料受給者との生計関係
公務員との身	扶助料受給者との生計関係
公務員との生計	扶助料受給者との生計関係
分関係	扶助料受給者との生計関係
公務員との生計	扶助料受給者との生計関係
扶助料受給者との生計関係	扶助料受給者との生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏

名

備考

- 一 公務員との生計関係には、公務員死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していなかった者については、公務員死亡当時までのこれとの生活上の相互依存関係を詳記すること。
- 二 扶助料受給者との生計関係には、扶助料受給者と同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県公報市東町二丁目 鳥 取 県

(定価)第一号(三三三)三三三(三三三)三三三(三三三)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日及び
そのときは、その
翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百一条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

住所 氏名

鳥取県鳥取市東町一丁目百三十一番地 石破 二郎

該貸付けについて支給する場合に限り行なうものとする。

(利子補給金の額)

第五条 第三条に規定する利子補給契約により県が支給する利子補給金の額は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間における農村青年経営安定資金についての融資平均残高(毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、年利率四分で計算して得た額とする。

(利子補給金の支給)

第六条 県は、第三条に規定する利子補給契約に基づいて県信連から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中に当該請求に係る利子補給金を支給するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日以後に部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年に対し、県信連が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る県の利子補給から適用する。

別表

農村青年経営安定資金の種類	貸付期日
一 果樹部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の第一回目及び第二回目の期日
二 酪農部門の経営の安定に要する資金	同上
三 畜産部門の経営の安定に要する資金	同上
四 養蚕部門の経営の安定に要する資金	同上
五 花卉(草本類を除く。)部門の経営の安定に要する資金	同上

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

(定価一紙一圓月三圓五錢(送料別))

六 養豚(肥育豚を除く。)部門の経営の安定に要する資金
七 特用作物部門の経営の安定に要する資金

部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の第一回目及び第二回目の期日